

議案第 39 号

東郷町個人情報保護条例の一部改正について

東郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 3 年 8 月 30 日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い必要があるからである。

東郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例

東郷町個人情報保護条例（平成16年東郷町条例第40号）の一部を次のように改正する。

第33条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。

2 改正内容

情報提供ネットワークシステムの所管が総務省からデジタル庁に変更されることから、情報提供等記録を訂正した場合の通知先を総務大臣から内閣総理大臣に変更するとともに、所要の規定の整備を行うこと。（第33条関係）

3 施行期日

令和3年9月1日から施行すること。